

保育園等転園申請書

年 月 日

提出先 川越市長

保護者住所 川越市

保護者氏名

連絡先（電話）（ ）

○転園申請をする上で、以下の内容を確認し、チェック☑をしてください。

☐ 転園が内定となった場合、原則取下できません。
☐ 育児休業中の転園申請はできません（転園月の翌月1日までに復帰することを条件に申請できます）。
☐ 転園申請後に育児休業を取得し、転園月の1日時点で育児休業を継続していた場合は、転園月の翌月1日までに職場復帰する必要があります。
☐ 申請の必要書類を確認し、すべて添付しました。※必要書類は裏面 ○必要書類チェックリスト 参照

○小学校就学前のすべての児童についてご記入ください。

（ふりがな） 児 童 氏 名	生 年 月 日	在 籍 園 第一希望園（新規申請中）	現 在 の 状 況
（ ）	西暦 ・ ・	保育園	転園希望 ・ 新規申請中 ・ 申請なし
（ ）	西暦 ・ ・	保育園	転園希望 ・ 新規申請中 ・ 申請なし
（ ）	西暦 ・ ・	保育園	転園希望 ・ 新規申請中 ・ 申請なし

○現在保育園に入園していますが、下記のとおり転園を申請します。

※送迎保育事業の利用を希望する場合は裏面もご記入ください。

転園希望する 児童氏名			
第 一 希 望	保育園	保育園	保育園
第 二 希 望	保育園	保育園	保育園
第 三 希 望	保育園	保育園	保育園
以 降			
転 園 希 望 月	西暦	年	月 1日
希 望 理 由			
二人以上の児童を同時に申請（転園及び新規）している場合 ※①～⑤から選択	☐ ①同月同園	同じ月・同じ園に入園できる場合のみ入園する （※同月・同園に入園できなければ全員保留）	
	☐ ②同月別園（同園優先）	同じ月に入園できるなら別々の園でも入園する （※同月に入所できなければ、全員保留）	複数の保育園に入所できる場合には、兄弟姉妹で同じ園になることを優先
	☐ ③同月別園（順位優先）		複数の保育園に入所できる場合には、兄弟姉妹でそれぞれ希望順位が高い園を優先
	☐ ④別月別園（同園優先）	別の月・別の園でも入園する （※一人でも入所できる園があれば入園する）	複数の保育園に入所できる場合には、兄弟姉妹で同じ園になることを優先
	☐ ⑤別月別園（順位優先）		複数の保育園に入所できる場合には、兄弟姉妹でそれぞれ希望順位が高い園を優先

※提出先は川越市役所保育課（保育園提出不可）となります。

※次年度の転園希望は改めて申し込みが必要となります。

※4月一次募集の転園申請の方は、面接不要です。

受付者		番号	
-----	--	----	--

○送迎保育事業の利用について、必要事項を記入してください。

※事前に保育ステーションで面接を受け、面接時に「川越市保育ステーション利用申請書（送迎保育）」を提出してください。

送迎保育の利用を希望する児童氏名			
生年月日	西暦 ・	西暦 ・	西暦 ・
対象施設の確認	対象施設を確認し、施設名を記入してください。 東コース（施設名：） 西コース（施設名：）		
対象施設の利用条件	☐ 送迎保育事業が不決定でも、対象施設の利用を希望する。 ☐ 送迎保育事業が不決定の場合、対象施設の利用を希望しない。		
保育ステーションでの面接状況	☐ 行った。（月 日実施済み） ☐ 予約済み。（月 日予約中）		

※対象施設は「保育園等入園の手引き」に記載してあります。対象施設以外の送迎保育は行っておりません。

○必要書類チェックリスト

※申請に必要な書類を確認のうえ、添付してください。

提出書類	
☒ 1	転園申請書（本紙）
☐ 2	児童健康票
☐ 3	保育が必要な旨の証明書（※両親の場合は父母それぞれ必要）
① 就労	就労（内定）証明書（発行から3か月以内のもの） ※就労時間が月64時間以上であることが条件です。 ※個人事業主の方は客観的に事業を行っていることが分かる書類（確定申告書の写し、開業届の写し、委託契約書の写し等）を添付してください。
② 疾病	医師の診断書等（保育が困難な旨が明記された発行から3か月以内のもの）
③ 障害	身体障害者手帳（3級以上）、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写し
④ 介護・看護	・介護・看護状況申告書（直近1か月のスケジュール表を記載） ・医師の診断書等 （介護・看護が必要な旨が明記された発行から3か月以内のもの） （障害をお持ちであったり、要介護状態のご家族を介護・看護している場合は、医師の診断書の代わりに身体障害者手帳、介護保険被保険者証の写しも可）
⑤ 就学	・在学証明書または合格通知書 ・授業のカリキュラム等（1週間と年間のスケジュールがわかるもの）
☐ 4	その他、該当者のみ提出する書類（障害者手帳や同居祖父母の就労証明書など） ※詳しくは「保育園等入園の手引き」を参照してください（市ホームページに掲載）。